

格差をなくし、  
公正・公平な社会へ  
労働組合とともに力を合わせよう



正規雇用と非正規雇用、都市部と地方、大企業と中小企業、性や年齢などによる、あらゆる格差と貧困が広がっています。

私たち労働組合は、格差をなくし、公正・公平な社会に切り替えていくための2020年国民春闘にとりくんでいます。

人間らしく働き、生きることは、労働者の権利です。しかし、黙っていても、変えることはできません。

労働者が声を上げるために労働組合はあります。あなたも、労働組合に入って、働き方、暮らしを、一緒に変えていきましょう。

## このままの働き方でいいの？

### 8時間働けば人間らしく暮らせる



「身も心もすり減らして働いて、やっと暮らせる賃金」「毎日のように残業しないと、仕事が終わらない」……。法律では「1日8時間、週40時間」が法定労働時間です。残業はあくまでもその例外です。「8時間労働で人間らしく暮らせる賃金」が当然の権利です。

働き方で疑問や不安があったら、労働組合にお気軽にお問い合わせください。

### ハラスメントは人権侵害です



ハラスメントとは、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えること。人権を侵害するハラスメントを根絶しましょう。

あなたも労働組合に!

あきらめないで電話して下さい。秘密厳守・相談無料

最寄りの労働センターにつながります。

労働相談ホットライン  0120-378-060

<http://www.zenroren.gr.jp/>

全労連  
ホーム  
ページ

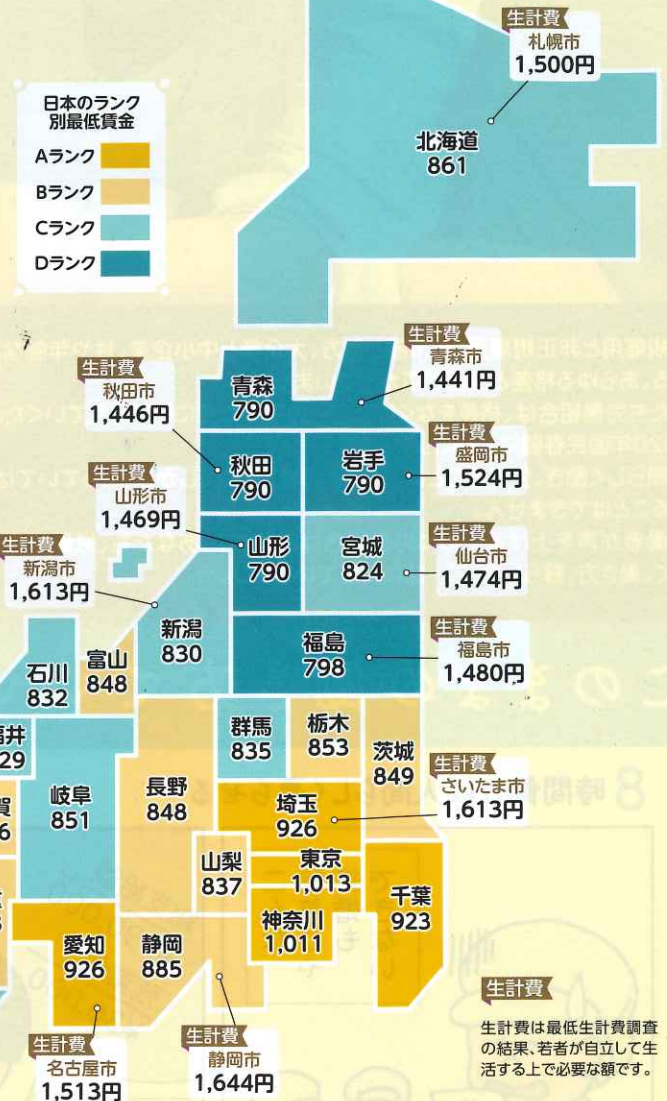
春闘要求  
アンケート  
実施中



# 最低賃金は 全国一律で 1500円に



# 大幅賃上げで 人間らしく暮らせる 賃金に



地方ほど格差は拡大

## 春は賃上げの季節・さあ“春闘”です!

春は賃金を引き上げ、働き方を見直す時です。10月から消費税が引き上げられ、暮らしはますます厳しくなっています。

日本で働く人の賃金を定める法律は最低賃金法だけです。その法律に基づいて、都道府県ごとに最低賃金が決まっています。

昨年、全国の青年が、その地域の最低賃金生活体験に挑戦しましたが、多くが「とても生活できない」と断念しました。

日本の最低賃金は、①とても低くて暮らせない、②地域ごとに決まっ  
ていて、時給で223円もの格差がある、③中小企業への支援策が極め  
て貧弱という3つの問題を抱えています。

全労連・国民春闘共闘委員会は、「8時間働けば人間らしく暮らすには

いくら必要か」を求めて「最低生計費試算調査」を全国で実施しています。その結果、大都市でも地方でも、全国どこでも25歳単身者が自立して暮らすには、時給1400円~1500円が必要であり、生計費に地域間の大きな差は見られませんでした。

ところが日本の最低賃金は、昨年10月の改定で、最高が東京の1013円、最低は東北・山陰・四国・九州の15県が790円となり、その差は223円にもなっています。そのため、働き手が賃金の低いところから高いところへ移動し、地方の人口減、過疎化、高齢化を招き、地域経済を疲弊させています。

私たち全労連・国民春闘共闘委員会は、最低賃金を全国一律にして、時給1500円にすることを求めています。

全国どこでもだれもが、安心して住み、働いて暮らせる社会を実現するために、みんなで一緒に声を上げましょう。

